

認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）

法人名	特定非営利活動法人 びわ湖なまずの会		チェック欄
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること			
イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。） ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（地縁に基づく地域に居住する者等に対する活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。） ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動 ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動			
実績判定期間			
すべての事業活動に係る金額等	① (指標 事業費の金額)	20,500,000円	
①のうちイ～ニの活動に係る金額等	②	800,000円	
イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	③	0円
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	④	800,000円
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	⑤	0円
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	⑥	0円
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑦	0円
合計	(③+④+⑤+⑥+⑦)	⑧	800,000円 ⇒②へ
基準となる割合 (②÷①)	⑨	3.90%	

○ 例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間など合理的なものを使用します。

○ 活動計算書の管理費以外の事業費の合計金額（その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額）を記載します。算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

○ 「会員等」とは  
 イ 会員（正会員、賛助会員等）  
 ロ 役員  
 ハ 継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、法人の帳簿書類等に氏名又は名称が記載された者であって、法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者をいいます。

○ 事務所を有する都道府県または市町村から条例で個別指定を受けている場合は、地縁に基づく地域に居住する者等に対する活動等を共益的な活動に含める必要はありません。

○ 「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。  
 イ 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の相当  
 ロ 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額